

令和7年度 アントレプレナーシップ教育用コンテンツ作成業務委託仕様書

1 目的

川崎市では、市内中学生の科学技術や産業に対する興味や関心を高めることで将来の研究者・技術者等の産業人材の育成へとつなげるため、市内企業の先端的な科学技術やものづくり技術の成果を活用し、本市独自の理科等副教材である川崎先端科学技術副読本「川崎サイエンスワールド」（以下「副読本」という。）を作成してきた。

また、文部科学省からGIGAスクール構想が示され、川崎市では令和3年度から全小中学生への教育用端末が配布されたことから、本副読本についても、令和3年度より新たなデジタル版のコンテンツを作成・配布を行ってきたところである。

こうした取組を踏まえ、令和7年度においては、科学技術教育とアントレプレナーシップ教育を合わせ、小学校の授業においてアントレプレナーシップ教育プログラムを実施し、今後、市内小学校の授業で活用できるようなアントレプレナーシップ教育用コンテンツ等を作成することで、研究者・技術者等の産業人材やアントレプレナーシップを備えた人材の育成を図ることを目的とする。

2 契約条件等

(1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

3 委託業務の詳細

次の(1)から(2)に掲げる事項を一体的に行うものとする。

また、アントレプレナーシップ教育プログラムについては、起業家・企業等と連携し、将来の起業家を育成するエコシステムの理念を醸成していくことも重要であることから、本市と協議の上、市内企業等と積極的な連携を図ること。

なお、各プログラムの開催方法については、対面開催を原則とする。

(1) 小学生向けアントレプレナーシップ教育プログラムの実施

受託者は、次の業務を企画し、本市と協議の上実施する。

ア プログラムの設計

受託者は、市内小学校にて、小学校5・6年生に対して、アントレプレナーシップの素養を涵養するプログラムを実施すること。プログラムは、次の(ア)～(ウ)に掲げる項目を含め、小学校5・6年生それぞれに、学年に応じたプログラムを設計すること。なお、プログラムの時間数については、小学校の授業時間が1コマ45分であることを踏まえて、3～4コマ程度のプログラムを1学年につき1回ずつ程度実施することを基本とするが、受託者の提案を踏まえ、本市と協議の上、決定するものとする。

(ア) 小学生向けワークシートの作成

(イ) 外部講師（起業経験者等）の選定・調整・謝金支払い

(ウ) プログラムの実施内容

a オリエンテーション（達成目標や教育プログラムの目的の提示等）

b 外部講師（起業経験者等）による講演

c グループディスカッション

d 振り返り

イ プログラムの実施及び運営体制の確保

上記アで設計したプログラムについて、内容及び開催時期等を本市と協議の上、実施すること。また、プログラムを円滑に運営できるよう、十分な運営体制を構築すること。なお、プログラム実施当日においては、提案する報酬・交通費等、経費の範囲内で、候補者を2名以上登用すること。

ウ アンケートの実施及び集計

受託者は、参加者（小学生）に対して、事業終了後（必要に応じて事業開始前）にアンケートを実施し、集計を行うこと。アンケート結果を踏まえ、参加者（小学生）の今後の取組に活かすため、参加者（小学生）の興味・関心のある分野について経済産業省が提供するSTEAMライブラリー等の外部機関に掲載されている動画等を分野別に分けて取りまとめをする等、結果に沿った補足資料を作成すること。

本アンケートには、参考として以下に掲げる項目を含めるものとする。

- (ア) プログラム終了前後における起業に対するイメージの変化
- (イ) プログラム終了前後における将来の職業選択等に対する意識の変化
- (ウ) プログラム終了後における行動の変化
- (エ) プログラム終了後における興味・関心のある分野

エ 映像記録の作成

上記イで実施したプログラムの様子を「かわさきGIGAスクール構想」に基づき小中学生用に配布されている教育用端末で閲覧できるよう、コンテンツ化するため、受託者は撮影シーン、画角、タイミング等について本市と十分協議の上、映像記録を作成するものとする。

オ 小学生向けワークシートの修正

上記イで実施したプログラムの内容を市内小学校の授業で活用できるよう電子コンテンツ化するため、プログラムで使用した小学生向けワークシートについて、本市と協議の上、修正をすること。

(2) 小学生向けアントレプレナーシップ教育プログラムの電子コンテンツの作成

受託者は、次の業務を企画し、本市と協議の上、上記(1)イで実施したアントレプレナーシップ教育プログラムを元に、市内の小学校の授業で活用できるような電子コンテンツを作成すること。

ア 動画コンテンツの作成

上記(1)エで作成した映像記録を元に、小学生が興味・関心を持つような動画コンテンツを作成し、必要に応じて、講演を行った外部講師等に取材等を実施すること。また、GIGAスクール構想等により整備された各端末で閲覧することを想定し、端末の画面仕様を考慮の上、作成すること。併せて、内容の理解がより進むよう工夫することとし、平易な概略版（スライド資料）等を作成すること。

作成したデータは教育クラウドサービスにより提供を行うが、これに際して、クラウドサービスを利用することを前提とし、著作権及び肖像権の許諾を得て使用すること。

（参考）端末仕様等

- ・各校への導入端末：NEC Chromebook Y2
- ・画面仕様：内臓ディスプレイ 最大1677万色 (1,366×768<HD>)
- ・詳細な仕様はHP参照 <https://jpn.nec.com/products/bizpc/cb/y2/index.html>

イ 教員向け指導ガイドの作成

上記(2)アで作成した動画コンテンツを活用した際の教員向け指導ガイド及び修正を行った小学生向

けワークシートのデータを作成すること。教員向け指導ガイドについては、小学校の授業時間の範囲内で終わるよう内容を設計し、アントレプレナーシップ教育の指導をしたことがない教員でも、円滑に授業を進めることができるよう工夫をすること。

4 報告書の作成

本プログラムの終了後、本プログラムの実施結果についてまとめた報告書を遅滞なく作成すること。

5 成果物

- (1) 小学生向けアントレプレナーシッププログラム報告書【Microsoft Word 形式及び PDF 形式】
- (2) 動画コンテンツデータ【mp4 形式等】
- (3) 教員向け指導ガイド及び小学生向けワークシート【Microsoft Word 形式及び PDF 形式】

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本市との定期的な連絡会議、打合せ等を実施し、その指示に従うこと。
また、関係者及び関係機関との調整・協議を十分に行うこと。
- (2) 本事業において本市に提出する報告書については、業務の実施により知り得た情報を原則として全て記載しなければならない。
- (3) 当該業務の実施にあたって知り得た秘密は、他に漏らさないこと。
- (4) 作成したデータ等の著作財産権については、二次的著作物を創作する権利、二次的著作物の利用権を含め、本市に譲渡するものとする。
- (5) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、イラスト等の二次利用を行うこと、複製、加工、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- (6) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。